

本人確認ソリューション(本人確認装置)の導入について

鳥取信用金庫では、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類の真贋判定機能やICチップ情報の読取機能を備えた、本人確認ソリューション(本人確認装置)を導入いたしました。

2026年2月20日より、この装置を活用してお客さまのご本人確認をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

《よくあるご質問》

Q.なぜこのような装置を導入したの？

近年、被害が急増している投資詐欺・ロマンス詐欺等において、架空・他人名義の預貯金口座が振込先として悪用され続けています。こうした状況を踏まえ、2024年に政府が策定・公表した「国民を詐欺から守るための総合対策」では、「本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける取組を早期に推進する」ことが方針として示されました。

それに伴い、2027年4月から、マイナンバーカードなどのICチップ読み取りによる本人確認が義務化されます。

当金庫では、お客さまの大切な資産を詐欺などの被害から守るため、法的義務化に先立ちまして、本人確認書類のICチップ読み取り等を開始したものです。

Q.装置が活用できるのはこういった本人確認書類なの？

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 在留カード、特別永住者証明書(16歳以上)
- 運転経歴証明書

※ICチップの読み取りができない場合は真贋判定のみ

Q.こういった情報を取得するの？

本装置により取得する情報は、これまでの本人確認と同様に、氏名や住所などの本人確認に必要な情報および顔写真に限られます。取得した情報は、装置やPC内には保存されません。

※マイナンバーカードの場合、個人番号を取得することはありません。また、ICチップ内に、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。

以上